

もうすぐ始まる
介護保険

PART11

1 介護保険には
四十歳以上の
全員が加入します

介護保険には、四十歳以上の全員が加入し、四十歳になる月から保険料を納めてもらうこととなります(表1)。

2 六十五歳以上の人の
保険料

各サービスの介護報酬が決定されたことにより、現在、白根市の介護保険料の基準額を計算する作業を行っています。基準額は正式に決定し、広報などでお知らせしますが、年額三万三、六〇〇円(月額二、八〇〇円)となる予定です(表2)。

六十五歳以上の人(第一号被保険者)の保険料については、平成十二年四月に決定すると、平成十四年三月までの三年間、基準額は変わりません。これは、三年間の介護保険の給付状況を見たと上で、保険料を決めるためです。

表1 被保険者のイメージ図

39歳以下 介護保険 対象外	40歳から64歳 (第2号被保険者)	65歳以上の人 (第1号被保険者)
	特定の病気により介護が必要となった場合に、認定を受けることによってサービスを利用することができます 介護保険料 加入している医療保険に医療保険料 上乗せする形で納めます	介護が必要となった場合に、認定を受けることによってサービスを利用することができます 介護保険料 医療保険料 それぞれを納めます (介護保険料は原則年金から天引き)
	40歳になる月から、介護保険に加入します	65歳になる月から、第1号被保険者となります

表2 65歳以上の人の保険料の算定基準表(年額を33,600円(月額基準額を2,800円)とした場合)

対象となる人	計算の方法	保険料月額	年額
・生活保護被保護者 ・老齢福祉年金受給者(市民税非課税世帯)	基準額×0.5	1,400円	16,800円
世帯全員が市民税非課税	基準額×0.75	2,100円	25,200円
本人が市民税非課税	基準額	2,800円	33,600円
本人が市民税課税で合計所得金額が250万円未満の人	基準額×1.25	3,500円	42,000円
本人が市民税課税で合計所得金額が250万円以上の人	基準額×1.5	4,200円	50,400円

3 六十五歳以上の人の
介護保険料は
平成十三年九月まで軽減

介護保険は、加入する四十歳以上の人が保険料を納めてもらうことを基本としています。しかし、国では要介護認定など介護保険に関するさまざまな新しい制度に慣れさせるための準備期間として、平成十二年四月から平成十三年九月まで、保険料を軽減する考えを発表しました。

これを受け白根市では「六十五歳以上の人の保険料について、平成十二年四月から平成十二年九月までは徴収しない。また、平成十二年十月から平成十三年九月までは基準となる金額の半額を徴収する」方針です(表3)。

また、四十歳から六十四歳までの人(第二号被保険者)の保険料は、加入している医療保険に上乗せする形で納めてもらうことになっています。



〔六十五歳以上の人の納付方法〕

月額一万五、〇〇〇円以上の年金を受けている人は年金からの天引きとなります。年金は二カ月に一回の支給です。介護保険料も二カ月分を納めてもらいます。それ以外の人は、納付書や口座振替により市に直接納めることとなります。

4 同じ世帯でも
保険料は異なります

同じ世帯に住んでいても、年齢などによって保険料が異なります。六十五歳以上の人の場合、本人や世帯の所得・課税状況に応じて、一人ひとり保険料を納めてもらいます(左例のとおり)。

表3 65歳以上の人の介護保険料

(年額を33,600円(月額基準額を2,800円)とした場合)

徴収しない 0円	1/2 軽減 年額 8,400円	1/2 軽減 年額 25,200円	年額 33,600円
平成12年4月から平成12年9月まで	平成12年10月から平成13年3月まで	平成13年4月から平成13年9月まで	平成13年10月から平成14年3月まで
平成12年度	平成13年度	平成13年度	平成14年度

(例) 4人家族で年齢が下記のような場合の介護保険料(月額)

- Aさん 70歳 (市民税課税で合計所得金額200万円)3,500円
- Bさん 65歳 (Aさんの扶養で市民税非課税)2,800円
- Cさん 50歳 (会社勤務)加入している医療保険に介護保険料を上乗せして納めます
- Dさん 45歳 (Cさんの医療保険.....Cさんが加入している医療保険の方で負担してくれるので、新たに保険料を納める必要はありません)

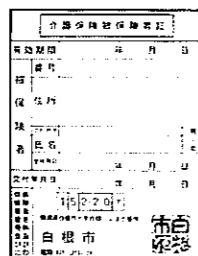


5 介護保険の
被保険者証を送付します

四月からの制度開始にあわせて、介護保険の被保険者証を交付します。被保険者証は、四月一日現在で六十五歳以上の全員に、三月下旬に郵送でお送りします。四十歳から六十四歳までの人の場合は、要介護認定などの申請を行った人のみ交付します。

被保険者証は、介護保険の申請を行うたり、サービスを利用したりする際に提示することになります。なくさないよう大切に保管してください。

介護保険の被保険者証は、水色です。病院に持っていく医療保険(国民健康保険や社会保険など)の保険証と間違えないようにしてください。



介護保険の
被保険者証
(水色です)

認定されたら
ケアプランの作成

四月から介護保険のサービスを利用するためには、三月中にケアプラン(居宅サービス計画)を作成することが必要です。これは、サービスを利用する日程・費用・事業者などの、具体的な計画を作成することです。

作成を支援してくれるのが「居宅介護支援事業者」です。利用する人や家族の希望を踏まえた計画の作成、サービスを提供してくれる事業所との連絡調整・介護度に応じた利用限度額についての考慮などを行い、適切なサービスを受けることができるように配慮してくれれます。

認定結果が出た人には、認定通知書と一緒にケアプランの手続きについてもお知らせしています。四月から介護保険のサービスをスムーズに利用するために、作成依頼等がまだの人は早めに手続きをしてください。

なお、施設に入所される場合のケアプラン(施設サービス計画)は、入所する施設で作成しますので、利用する人が居宅介護支援事業者に依頼して作成する必要はありません。

ケアプランは、認定された有効期間に応じて作成しますので、認定の有効期間が終了した場合は、要介護認定の更新申請を行い、改めてケアプランを作成することになります。

